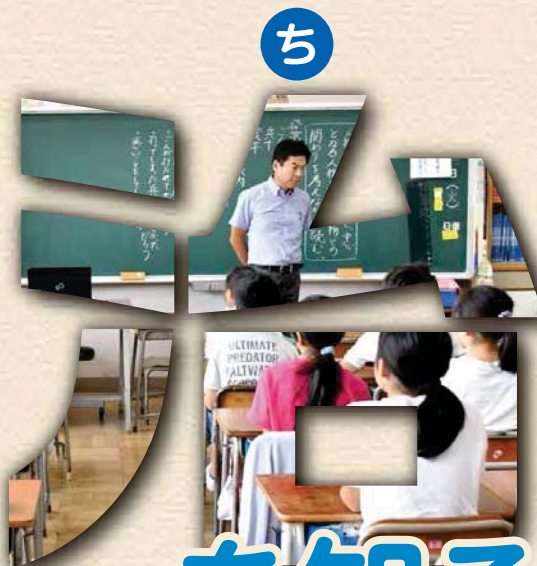
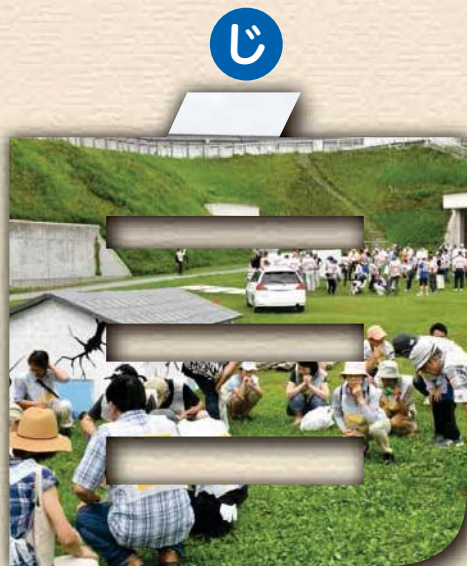




知らない



あなたの未来のために **宇都宮市自治基本条例** から考えてみませんか？

① 宇都宮市自治基本条例ってなに？

『宇都宮市自治基本条例』とは？
どんなルールなの？

② 市民や事業者との協働のまちづくり

協働ってどんなこと？

③ 市民の市政への参加

市政に参加するには？

④ 幸せに暮らせるまち「うつのみや」を目指して

1 宇都宮市自治基本条例ってなに？

『宇都宮市 自治 基本条例』とは？

宇都宮市 の まちづくり の 基本的なルール のことです。

宇都宮市では、みんなが幸せに暮らせるまちの実現に向け、平成20年12月に「宇都宮市自治基本条例」を制定しました。

まちづくりの考え方や、誰にどんな役割があるのか、どんな方法でまちづくりに取り組んでいくのかなどの基本的なルールを示しています。

どんなルールなの？

まず、まちづくりの基本的な考え方として、以下のことを掲げています。

【自治(まちづくり)の基本理念】 [第1章 第3条 基本理念]

住民自治

&

団体自治

+

公共活動の
推進

市民が自らの責任や判断に基づき、市政に参画すること
(地方における政治や行政を国の機関の手によってではなく、その地方の住民又は代表者の手によって自主的に行うこと)

市政運営が自主的かつ自立的になされるものであること
(地方公共団体が地域内の事務を行う法人として、地方政治にあたること)

市民が自治を行う上での課題やニーズを把握し、解決してより良い自治を推進すること

この条例は市民・議会・行政の
みんなで作ったんだよ



宇都宮市マスコットキャラクター
「ミヤリー」

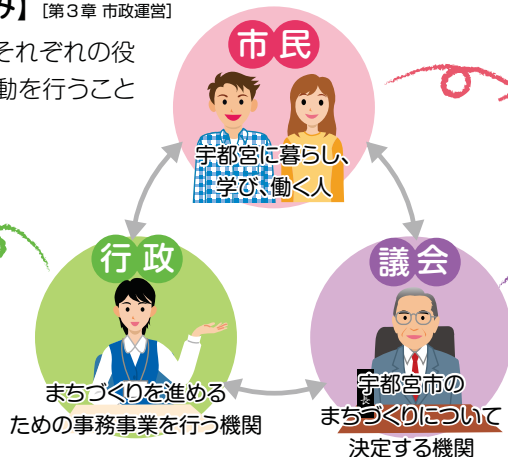
市のまちづくりには、
市民・議会・行政がそれぞれ
の役割のもと、相互に
バランスを保つことが重
要なんだね！



【まちづくりの仕組み】 [第3章 市政運営]

条例では、みんながそれぞれの役割のもと、協力して活動を行うことを示しています。

- 行政は、市長の統括のもと、公平・公正・誠実に市政(仕事)を行います。
 - 市民協働のまちづくりを積極的に進めます。
- [第3章 第1、3節]



- 市民は、まちづくりの主役です。市民が互いに話し合い、助け合い、連携して、様々な活動を行います。(公共的活動) 公共的活動の際には、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、地域の実状に合わせて行います。(自立及び互助) [第2章、第4章 第19条]

- 議員は、議会において行政の仕事をチェック(市政の監視・調査)するとともに、市の重要事項(条例や予算など)を決定します。
- [第3章 第2節]

【宇都宮市自治基本条例】

- 【第1章】 第3条 本市の自治は、市民が自らの責任及び判断に基づき市政に参画し、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。
- 2 本市の自治は、公共的活動が協働及び社会資源の活用により効果的に推進されることを目指すものでなければならない。
- 【第2章】 第4条 市民は、個人として尊重され、市民としての幸せを求めていく権利を有する。
- 2 市民は、市政に参画する権利を有する。
- 3 市民は、平等に行政サービスを受ける権利を有する。
- 第5条 市民は、一人ひとりが互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわりを持つ責務を負う。

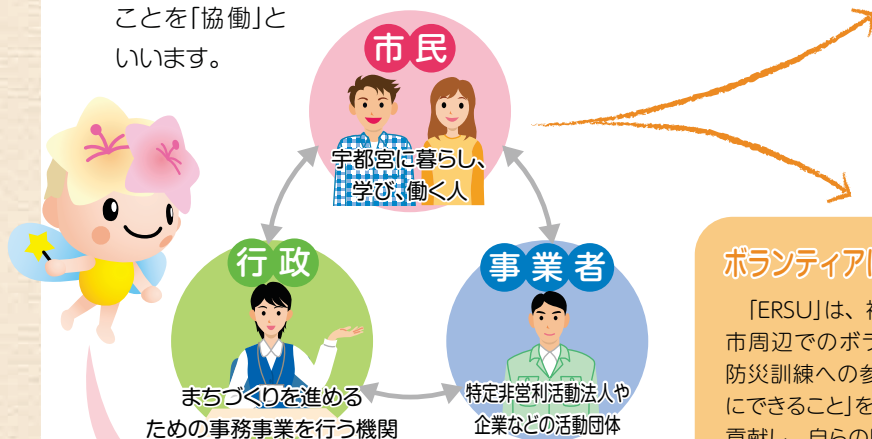
- 2 市民は、行政サービスに伴う市税等を負担する責務を負う。
- 【第3章】 第2節 議決機関
- 第7条 議会は、市民意思を的確に市政に反映させるとともに、市政運営を監視し、及び政策を立案する。
- 第8条 議員は、誠実に議会活動を行うとともに、その活動状況を積極的に市民に公表するよう努めなければならない。
- 第3節 執行機関
- 第9条 市長は、本市を代表し、総合的に市政を運営する
- 第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。

2 市民や事業者との協働のまちづくり

協働ってどんなこと？

〔第1章 第2条(3) 協働、第4章〕

私たちのまちについて、共通の目標を実現するために、お互いに対等の立場に立って、役割と責任を担い合い、それぞれの特性や能力を発揮しながら連携・協力して、効果的にまちづくりに取り組んでいくことを「協働」といいます。



誰かがやってくれるんじゃないくて、みんなで考え、決定し、行動してまちづくりをするんだね！

協働による取り組み(公共的活動)

防犯活動や清掃活動など、より住みやすいまちを築いていくために、市民や事業者、行政など、多くの人々が協力してまちづくりに取り組んでいます。



防犯活動



清掃活動

ボランティアによる取り組み (帝京大学防災ボランティア「ERSU」)

「ERSU」は、被災地や宇都宮市周辺でのボランティア活動、防災訓練への参加など「私たちにできること」を通して、地域に貢献し、自らの防災意識・市民の方々の防災意識の向上を図っています。



宇都宮市総合防災訓練への参加

スペシャルインタビュー ①

～大学生と一緒に考えるまちづくり～

宇都宮市では、学生が本市のまちづくりについて意見を表明する機会として、また、学生ならではの視点やアイデアをまちづくりに生かしていくことを目的として、「大学生によるまちづくり提案」を実施しています。参加された大学生の皆さんに、お話を伺いました。



※QRコードを読み込むと、インタビューの映像がご覧いただけます。

調査を通じて「現場主義」の大切さを学びました。また、まちづくりに奮闘されている方々の姿を見て、**私たち市民も、行政が発信している情報を積極的に掴みに行くことが大切と感じました。**他の市民の方々と交流も素直に楽しかったです。

チームで物事を行う力が身につくなど、自分が成長できる良い機会ですし、まちづくりや市政の取組に興味のある方は、是非参加してみてください！

私たちのまちづくり提案について、市民の方や市役所の方々から直接アドバイスやご意見をいただいたことが、とても良い経験になりました。

この経験を通して、宇都宮の新しい見方や魅力を再認識することができ、**これまでより、「うつのみや」が好きになりました！**



【第1章】 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。
- (2) 公共的活動 市民が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動を行う。
- (3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合い、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。
- (4) 社会資源の活用 人、財物、情報その他社会的諸活動に利用可能な資源(以下「社会資源」という。)を大切にすることをもち、有効に活用するとともに、自らも社会資源を創出し、互いに提供し合うことをいう。

- (5) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。
- (6) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体(前号に定めるものを除く。)をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体(前2号に定めるものを除く。)をいう。

【第4章】 第19条 公共的活動の実施に当たっては、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。

第21条 公共的活動にかかわる者は、絶えず自らの能力向上に取り組むほか、公共的課題を解決することができる人材の育成に努めるものとする。

3 市民の市政への参加

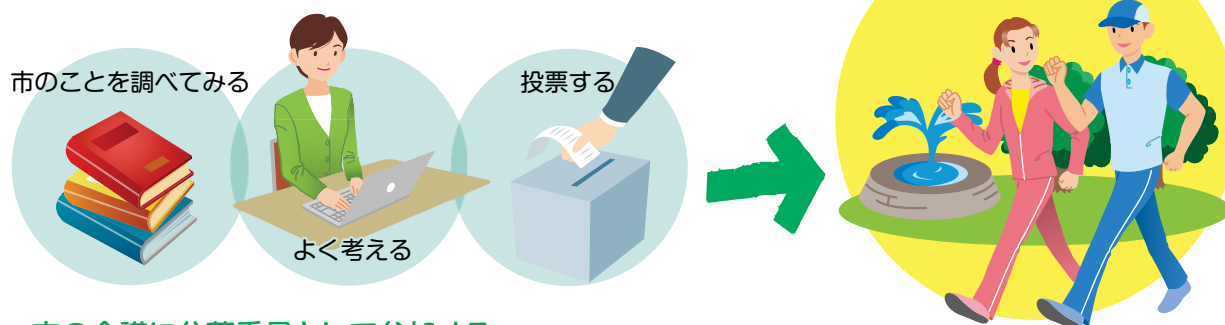
市政に参加するには？

【第3章 第5節】

選挙に参加する(投票する)

「自分の意見を届けるチャンスだから」、「自分の将来が不安だから」、「民主主義だから」・・・
投票する理由は様々だと思います。

皆さんがまちづくりについて調べ、考え、投票することが、「市民が将来のまちづくりを自ら決めること(住民自治)」の基本であり、それは、18歳以上の市民に等しく与えられた権利です。



市の会議に公募委員として参加する

審議会などの市の会議では、幅広い意見を聴くため、大学教授などの有識者や各種団体の代表者などの委員に加えて「公募委員」を募集しており、市民の皆さんが委員として議論に参加することができます。

まちづくり懇談会に参加する

市内全39地区の地区ごとに開催する「まちづくり懇談会」では、地域の課題や市政について、地域の皆さんと市長が意見交換を行います。

その他にも・・・

市の条例や計画などの策定に当たり、市民の皆さんの意見を募集する「パブリックコメント」や、市政全般に対する意見や相談を受け付けるなど、様々な「広報広聴事業」を行っています。

**市民一人ひとりが市政に参加することで、若者からお年寄りまで
幅広い意見が集まり、市民みんなのためのまちづくりの実現につながります。**

公募委員としての参加(行政改革推進懇談会)

市が推進する行政改革について、市民から幅広く意見を聴くことを目的に開催しています。

公募委員として大学生も参加しており、学生としての経験や若者の視点での意見をいただいています。



(宇都宮大学 青木美緒さん)

みんなの意見がまちづくりに生かされているんだね！
いろいろな方法で市政に参加してみよう！



【第3章】 第5節 市政運営への市民参加

第13条 執行機関は、附属機関等(審査会、審議会その他の附属機関及びこれらに類する合議制の機関をいう。以下同じ。)の委員を選任するに当たっては、その設置の目的に応じ、委員を公募しなければならない。

2 附属機関等は、特に理由がある場合を除き、会議を公開しなければならない。

第14条 執行機関は、主要な政策等を策定するに当たっては、広く市民の意見を求め、その意見を踏まえて政策等の決定をしなければならない。

第15条 市は、市政に係る特に重要な事項について、直接に住民の意思を確認する必要があると認めるときは、事案ごとに別に条例で定めるところにより住民投票を実施し、その結果を尊重しなければならない。

スペシャルインタビュー ②



まちづくりって
難しく考えていた
けど、参加したら
楽しそうね！

～高校生と一緒に考えるまちづくり～

宇都宮市では、21世紀を担う青少年が、市政や議会の仕組みを学び、自由な発想や視点で自らの考えを提案することを通し、まちづくりへの関心を高めてもらうため、宇都宮ジュニア未来議会を開催しています。



※QRコードを
読み込むと、
インタビュー
の映像がご覧
になれます。

参加された高校生の皆さんに、お話を伺いました。



最初は、**市政って何だろう？**って感じだったけれど、実際にやってみて、**今まで知らなかったことを知ることができて、とても良い経験になりました。**

これまでは受け身で過ごしていたけれど、ジュニア議員になって、初めて、利用者がどれだけ心地よくできるかという目線で物事を見ることができました。

他校とのつながりができて友達も増えるし、コミュニケーション力のアップにもつながるし、やってよかったです！

4

幸せに暮らせるまち 「うつのみや」を目指して



私たちが住み、学び、働く宇都宮市は、豊かで美しい自然に囲まれた歴史あるまちです。

私たちは、このまちの一員として、他の人々と協力し合って、幸せなまちを目指さなくてはなりません。

市民みんなが幸せに暮らせるまちにしたい、そんな思いを込めて、幅広い立場や年齢層の市民、市議会議員、職員によって、この「宇都宮市自治基本条例」は作られました。

この条例の思いを大切に、**市民がさらに幸せに暮らせるまち「うつのみや」を目指していきましょう。**

【前文(抜粋)】 この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人としての責任を有している。

市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくためには、市民、企業や各種団体、市のそれぞれが社会に果たす役割を認識しながら、「もったいない」という心を持ち、社会資源を活用しつつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要である。

私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定する。

【第1章】 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び義務、市政運営の基本原則並びに地域活動団体等の役割を定めることにより、市民のための自治を確立し、もって市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする。



※宇都宮市自治基本条例全文はこちら。

もっと、

うつのみやのことを知ってみよう！

あなたが暮らし、学
び、働いている宇都宮
市では、どんなことに
取り組んでいるので
しょう？

調べてみよう！



「うつのみやのまちづくり」について知りたい

宇都宮市が行っているまちづくりの計画書（総合計画）や取組（事業）について知りたい方はこちら！



地域の活動などについて知りたい

住んでいる町の自治会や地域のホームページなどの身近な地域の活動について知りたい方、図書館など地域の施設について知りたい方はこちら！



選挙について知りたい

今後予定されている選挙や、最近の選挙の投票率などについて知りたい方はこちら！



うつのみやの魅力について知りたい

餃子やカクテル、自転車のまちなど、うつのみやにたくさんある魅力について知りたい方はこちら！



宇都宮市の歴史・芸術・文化について知りたい

宇都宮市の歴史や文化財、市内の美術館などの文化施設、文化振興イベントなどについて知りたい方はこちら！



その他、以下のSNSを通じて、様々な情報を発信していますので、是非ご覧ください。



宇都宮市
公式ツイッター

https://twitter.com/city_utsunomiya



宇都宮の暮らしの魅力を発信！
「宇のコト」

https://www.facebook.com/pg/unokoto.utsunomiya/about/?ref=page_internal



ミヤリー
ツイッター

https://twitter.com/miyary_38



ミヤリー
フェイスブック

<https://www.facebook.com/Miyary3838>



◀ 宇都宮市のホームページでは、自治基本条例の詳しい解説などについて、掲載しています。

平成29年11月作成 発行元

宇都宮市 行政経営部 行政改革課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL : 028-632-2039 / FAX : 028-632-5425

E-mail : u05000700@city.utsunomiya.tochigi.jp